

平成23年3月28日(15:00)

【照会先】

社会・援護局総務課
課長補佐 金井 正人(内線2811)
救助係長 吉田 卓郎(内線2819)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

災害救助費負担金に係る予備費使用について

1 目的

今般の東北地方太平洋沖地震において、特に被害が甚大であった、岩手県、宮城県、福島県においては、災害救助法に基づく救助費用が多額に上ることが見込まれる。

更に、上記3県からの避難者については、被災地以外の都道府県においても災害救助法に基づく救助が実施されているところ、当該費用については、上記3県にその全額が求償されることになる。

このような状況を踏まえ、上記3県の資金需要に万全を期し、被災県以外の都道府県における被災者の積極的な受入れを促進する観点から、上記3県に対する災害救助費負担金として、22年度予備費を使用することとした。

2 予備費 使用 額

301億円

3 災害救助費の主な内容

- ・ 炊出し等による食品の供与、飲料水の供給
- ・ 避難所・応急仮設住宅の供与
- ・ 埋葬費用
- ・ 被服、寝具等の生活必需品の給与・貸与
- ・ その他（輸送費等）